

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護重要事項説明書

(平成27年4月1日現在)

1. くにたち苑が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-577-3111 (午前8時30分から午後5時30分まで)

担当 生活相談員 澤地 和彦 (さわち かずひこ)
 鷹部屋純平 (たかべや じゅんぺい)
 白岩 直子 (しらいわ なおこ)

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. くにたち苑の概要

(1) 利用定員 10名

(2) サービス提供場所は、くにたち苑です

名称	くにたち苑
所在地	186-0012 東京都国立市泉3丁目1番地の6
介護保険指定番号	東京都指定 1373400041
サービス提供対象地域	国立市および隣接地域

(3) 職員の体制

苑 長	1名	
副苑長	1名	
介護支援専門員	2名	
生活相談員	1名	
看護師	5名	常勤3、非常勤2
介護職員	33名	常勤21、非常勤12
調理員		業務委託 (イフスコヘルスケア)
管理栄養士	1名	
機能訓練指導員	1名	
運転手	5名	

※介護職員は33名で早番、日勤、遅番、夜勤のローテーションを組んでいます。

※特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の利用者70名とショートステイの利用者10名、合計80名の方に対応する職員数です。

(4) 設備の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート(地上2階、地下1階)
床面積(うち、センター専用面積)	3226㎡
浴室	特殊浴槽3台、一般浴槽
トイレ	手すり、暖房便座
冷暖房	冷暖房の空調、床暖房、換気
送迎車両	リフト付ワゴン車
防災設備	火災報知機、各種消火器

3. 提供するサービスの内容

(1) 身体の介助に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援およびサービスを提供します。

- ① 排泄の介助
- ② 移動、移乗の介助
- ③ その他必要な身体の介助

(2) 入浴に関すること

利用者の状態に応じた3種類の浴槽を利用させていただきます。

- ① 衣類着脱の介助
- ② 身体の清拭、洗髪、洗身
- ③ その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

- ① 食事の準備、配膳・下膳の介助
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他の必要な食事の介助に関すること

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練および日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練について、機能訓練指導員により行います。

(5) 栄養改善、栄養ケアに関すること

管理栄養士が献立を作成し栄養改善、栄養ケア等を通じ食べることを支援していきます。

(6) 教養、趣味、娯楽等に関すること

利用者が、施設で快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、次の諸サービスを実施します。

- ① レクリエーション、体操
- ② 音楽活動
- ③ 創作活動
- ④ 季節にあった諸行事など

(7) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により、送迎を必要とする利用者については、送迎サービスを提供します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ケアプランの作成を依頼している場合は、事前にケアマネージャーにご相談ください。ケアマネージャーより連絡を受け、日程の予約をしたうえで職員がご自宅に伺い、サービス内容を説明し、利用者の状況を確認します。なお、利用者の状態を確認するために主治医の意見書を提出していただきます。次回の利用からは、ケアマネージャーに連絡すれば予約できます。

なお、利用の予約は1ヶ月前より受付しています。

また、都合で予約日の変更やキャンセルする場合は、なるべく早くご連絡下さい。

(2)サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する場合はなるべく早くお知らせください。
- ② 事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者ご本人がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他
 - ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご本人やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが事業者や事業者の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

5. くにたち苑の特徴等

(1) 経営理念および基本方針

【経営理念】

高齢者がいつでも安心して利用できる『もうひとつの家』であり続けます。

【基本方針】

- ①地域にあるもうひとつの家として、地域で困っている人への支援に努めます。
- ②利用者の立場に立った親切でやさしいケアを実践します。
- ③利用者のための援助を家族と一緒に考え、家族の負担を軽減できるお手伝いをします。
- ④地域との絆を大切にして、地域に選ばれ信頼される施設にします。
- ⑤チームワークを大切にして、元気のある職場をつくります。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ①送迎時間の連絡
- ②体調確認
- ③体調不良によるサービス利用の中止・変更

6. 非常災害時対策

火災や地震など非常災害時には、事業者と事業者の職員は利用者の安全が確保できる対応に努めます。また、災害が治まってもご家族や緊急連絡先の方に引き渡すまで、利用者の安全の確保に努めます。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当

くにたち苑ショートステイ生活相談員

電話 042-577-3111

利用者やご家族の皆さんとともに、よりよいサービスを作っていきたいと考えておりますので、気になったことがありましたらご連絡ください。

くにたち苑には、「ご意見箱」が設置してあります。皆様のご意見、苦情、提案をお聞きし、その内容と対応を公開しています。

(2) サービス相談委員会

社会福祉法人弥生会が行う各種サービスについて、利用者、ご家族、地域住民の方々から要望、意見、苦情などを客観的に受け止め、必要な対応を提言する第三者機関の委員会です。

サービス相談員の連絡先などは、くにたち苑にお問い合わせください。

くにたち苑 電話 042-577-3111

(3) 公的な苦情相談窓口

国立市高齢者支援課介護保険係

電話042-576-2111

【受付時間（土日祝祭日を除く）午前8時半～午後5時】

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話03-6238-0177

【受付時間（土日祝祭日を除く）午前9時～午後5時】

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 東京都指定 介護保険事業者番号
1373400041
<事業者名> 社会福祉法人 弥生会
くにたち苑
<住所> 東京都国立市泉3丁目1番地の6
<代表者名> 苑長 林 瑞 哉 印

<説明者> 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者
<住所> _____
<氏 名> _____ 印

代理人
<住所> _____
<氏 名> _____ 印

契約書整理番号

平成27年度・短入生介・01版	号
-----------------	---